

「在宅受講届」の取り扱いの変更について (R3.3.30更新)

令和3年度の前期授業は可能な限り対面授業での実施を予定しています。

対面授業の実施により、昨年度と比べ「在宅受講届」の取り扱いが変更となります。

「在宅受講届」を提出できる者は、基礎疾患等を有する等で新型コロナウイルス感染症の影響により不安を感じる学生と改めました。

具体的には、基礎疾患を有するなど新型コロナウイルス感染症の影響で重症化のリスクが高い学生、重症化のリスクが高いご家族等と同居している学生を対象としています。

「在宅受講届」の提出の趣旨に沿わない学生からの届け出は、受理しないものとなりますのでご注意ください。

また、届け出の期間中に短縮又は延長を希望する場合は、変更を希望する日の1週間前までに授業担当教員に届け出るとともに、修学支援課又は陽東学務課へも届け出てください。

令和2年度

コロナ禍の影響で登学できず対面授業に出席できない学生は、あらかじめ「在宅受講届」を提出した上でオンライン受講とすることができる。本届を提出した学生の全履修授業科目が対象となる。感染状況の変化等により在宅受講期間の短縮および延長を希望する場合は、速やかに届け出ること。



令和3年度

対面授業の受講に当たり、基礎疾患を有する等で新型コロナウイルス感染症の影響により不安を感じる学生に対しては、在宅受講届により、修学上の配慮をすることがあります。この場合、特定の科目のみ在宅受講を認めるのではなく、当該期に履修登録される全科目が対象となります。

【内容の変更】

「在宅受講届」に関し、既に上記のとおり、基礎疾患を有する等で新型コロナウイルス感染症の影響により不安を感じる学生に対しては、修学上の配慮をすることがあるとお知らせしたところですが、

「基礎疾患を有する等」の確認や判断について、当初は本人の届け出のみで確認することとしていましたが、

在宅受講届の提出時に「基礎疾患を有する等」の確認のため、学生自身が基礎疾患等を有する場合は、「医師の診断書」を添付してください。

また、重症化のリスクが高いご家族と同居している学生の場合は、その理由を在宅受講届へ記載してください。

と内容の一部を変更することとなりましたのでお知らせします。